

二国間クレジット制度の国内運用のための規程類検討会（第3回） 議事要旨

日時：平成27年9月15日（火）10:00～12:00

場所：経済産業省別館1階108各省庁共用会議室

出席者：有村委員、高村委員、野村委員、松尾委員、武川委員

議事概要

過誤訂正に関して

- ・ JCMクレジットはどの口座に発行され、どのように配分されるのか。また、JCMクレジットはいつ有効になるのか。過誤により誤って配分されたクレジットは取消されるのか。

JCMクレジットは、要綱案第20条第1項に規定しているように、JCM実施担当府省が日本国JCM登録簿上の保有口座にJCMクレジットの増加の記録をすることで発行される。JCMクレジットの発行総量に過誤があった場合には、強制取消しされる。

- ・ 配分に誤りがあった場合でも、その配分を受けた口座名義人は当該JCMクレジットを有効に保有していることになるのか。例えば金銭の場合は占有することによって所有していることとみなされる。JCMクレジットの発行においても善意取得を認めるのか。また、例えば過剰に配分されたクレジットを他者に移転した場合、善意取得となるのか。

現在の要綱案では、第27条に記載の通り発行については善意取得の対象としていない。

- ・ 以前の議論で、善意取得をどこまで認めるかは政策判断との指摘があったことを受けてここでは移転をその対象としているということであり、また、移転による取得の要件として無重過失としていると理解している。
- ・ 誤って過剰なJCMクレジットの発行を受けた口座名義人は、当該量のJCMクレジットを占有するが、今回のケースでは占有自体によって所有権者とは認めず、それは本来他人が有すべきものを占有しているだけであり、過剰に発行を受けたものは無権利者であるということと理解している。
- ・ ここでの整理に基づくと、口座に記録されているクレジットの保有量よりも実際には少ない量のクレジットについてのみ権利を有しているという状態があり得るということ。事業者の目線ではこのような整理に違和感をもつ可能性もあるが、善意取得が認められることから、結果として、取引は通常保護されるとも考えられる。

要綱第6条（クレジットの用途）2項に関して

- ・ 低炭素社会実行計画への活用を要綱に記載するかは確認中とのことだが、例えば記載がされなかった場合の扱いはどうなるのか。本条では用途の一部を示しているという理解でよいか。
- ・ 活用するかしないかは事業者の判断であるが、明確性の観点から、この点は記載した方がよいと考える。前回検討会においても、税務会計上、用途が明記されていた方がよいとの指摘があった。
前回検討会での御指摘を踏まえ記載の修正を検討しているところ。他方、要綱の記載は限定列挙ではない。
- ・ 低炭素社会実行計画への活用を要綱に明記しない場合、カーボン・オフセットに低炭素社会実行計画への活用が含まれることが分かるように、カーボン・オフセットの定義を再整理した方がよいのではないかと御指摘を踏まえ検討する。
- ・ 6条2項において、調整後温室効果ガス排出量の調整は無効化することによるとあるが、取消しは含まれないという理解でよいか。
算定・報告・公表制度において、JCM クレジットによる調整後排出量の調整を行う場合は、無効化することとなっている。なお、無効化されたクレジットについては、日本国政府の削減目標の達成に活用されるが、取消しされたクレジットは日本国政府の目標達成に活用されない。

要綱第9条（日本国JCM登録簿の記録事項）に関して

- ・ 口座名義人の担当者の電子メールアドレスも口座に記録するとの記載があるが、インターネット上にある電子メールアドレスはサイバー攻撃の対象となりやすいので、情報セキュリティの観点から、口座に記録するか否か、またそれを要綱に記載するか否かを再度検討してほしい。口座に記録する場合、それを要綱に記載することで電子メールアドレスがインターネット上に存在することを知らせてしまうため、記録事項については内部の取扱要領等に記載する方法も考えられる。
電子メールアドレスの記録は口座名義人への連絡等、実務上の必要性があるが、一般には非公開とすることを想定している。いずれにせよ、御指摘を踏まえ検討する。
- ・ 識別番号とユニット番号という記載があるが、それらの文言について定義を整理し追記した方がよいのではないかと御指摘を踏まえ検討する。
要綱第20条2項に記載されているように、識別番号はユニット番号等で構成される。

要綱第10条（JCM登録簿の廃止）に関して

- ・ 日本国JCM登録簿が廃止されることになった場合、口座名義人が保有しているJCMクレジットの使い道はなくなるのか。廃止に際して金銭的な補償等はないのか。

ご指摘の通りとなる。

- ・ 現実的には、日本国 JCM 登録簿が廃止されることになった場合は、その廃止までの期間に JCM クレジットを無効化する等の用途しかないと認識。口座名義人はそのような事態も認識して制度に参加するという理解である。

要綱第 12 条（情報公開）に関して

- ・ 法人が保有する JCM クレジットの識別番号は例えば取引相手方が確認できるのか。法人が本当にクレジットを保有しているかどうか確認できなければ信頼して取引をすることができないのではないか。
基本的には現在、京都クレジットに係る日本国の国別登録簿で公開している情報と同様の情報を公開する。各法人保有口座に記録されている JCM クレジットの情報については、要綱第 15 条に記載の通り個別に記録事項の証明の交付を受けることができる。
- ・ 口座情報の公開については京都クレジットに係る国別登録簿における仕組みを踏襲している。

要綱第 22 条（JCM クレジットの振替）に関して

- ・ JCM クレジットの振替に当たり移転量を個別クレジットの識別番号ではなく、あるクレジットブロックにおけるクレジットの数量で指定することとなっている。権利の有無が識別番号により異なることがありうるため、振替を申請した場合に、システム上、識別番号が小さいクレジットから振替が行われるのであればその旨記載すべきではないか。
御指摘を踏まえ検討する。
- ・ クレジットブロックや振替の対象となる JCM クレジットの取扱いについて、システム上の実態にあわせて記載すべきではないか。
クレジットブロックはデータ管理の観点で導入している。JCM クレジットの発行において、ユニット番号が連続する JCM クレジットが 1 つのクレジットブロックとなる。JCM クレジットの振替の際には、振替の対象となる JCM クレジットの数量が、あるクレジットブロックの JCM クレジットの数量よりも少なければ、当該クレジットブロックのユニット番号が小さいものから振替が行われ、クレジットブロックは振替えられる分と振替えられない分に分割される。御指摘を踏まえ記載について検討する。
- ・ 要綱案に識別番号の変更に関する言及はないが、あるクレジットの識別番号が変更されることがないという点については、要綱上特段の記載がなくとも含意していると読み取ることも可能である。

以上